

経済情報コンダクター

TOKAI ZAIKAI

月刊

東海財界

2015
5月号

(毎月1回25日発行)



中部経済産業局長 井内 摂男

競争力強化の好機である今、すそ野となる産業・人材の育成を



東海学園大学長 松原 武久

自ら学び、己の言葉で語る人材へ若者を教え導く



中京銀行頭取 室 成夫

最大の財産であるお客様の期待に応える行員育成を

名古屋駅徒歩圏に大型賃貸マンション 「ささしまライブ24」に誕生



ロイヤルパークスERささしま



大和ハウス工業株式会社



大和リビング株式会社

Daikoku House

Daikoku Living

片岡信恒弁護士の 法律相談所



片岡法律事務所
弁護士・中小企業診断士
片岡信恒

Q 私は公務員です。先日レストランの駐車場で停車中、警察官から声を掛けられ、『ストーカー行為の容疑で事情を聞きたいので、同行して欲しい』と言われました。実は、そこに勤めている女の子が好きになり、度々レストランへ行き、ずっと彼女を眺めていたり、何度も帰宅する後を付けて自宅がどこか確認したことがありました。処罰されたり、新聞報道をされることもありますか。

A 最近、盗撮事件とつきまとい事件を担当しました。

現行犯だと、なかなか無罪を主張することは難しいです。状況が不利ならば、素直に認めて、被害者と示談をし、できれば嘆願書を書いてもらい、検察官に不起訴処分をお願いすることが望ましいでしょう。盗撮は、公共の場所で行った場合は、愛知県だと愛知県迷惑防止条例違反に該当します。他の都道府県でも同様に迷惑行為防止条例があります。

このような行為は、恋愛感情にともなってなされているようなので、ストーカー規制法第二条第一項第一号の「つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又は住居等に押しかけること」に該当する可能性があります。

本件の事例だと、徹底的に否認するという対応も考えられます。しかし、被害者の供述を前提として、警察ではかなり厳しく追及されそうです。私が担当した事件では、事実をありのままに話したの

で、ストーカー規制法に該当するものと判断されました。被害者の方と交渉を進め、示談が成立すれば、前科がない限り、重くても罰金刑、うまくすれば不起訴（起訴猶予）になると思います。

ただし、被害者と示談することは困難が予想されます。私が担当した事件でも、被害者と接触すること自体が簡単ではありませんでした。被害者は高校生でご両親との面談を、担当刑事を通じてお願いしました。ところが、「名前も住所も知られたくない。お金ももらいたくない」との返事でした。最終的に警察署で弁護士とだけ会うとの返事をもらいました。その後、示談交渉を行い、メモ用紙に手書きで示談書を作成しました。しかし、住所も名前も書けない、と言われやむを得ず、「被害者の父、母」とだけ書いてもらいました。結論としては不起訴となり、勤務先の処分も、マスコミには取り上げられなかったことから、かろうじて職は失わずに済みました。ストーカー規制法の事件は、被害者が若い女性なので、父親が対

応していました。担当刑事に、被害者側との連絡をお願いしましたが、「絶対に会いたくないし、被害弁償も望んでいない。加害者を厳しく処罰してほしい」と言っているとの返事でした。また、マスコミへの公表も色々手を尽くしましたが、現実には新聞各紙に掲載されました。但し、氏名は出さず、勤務先も伏せてくれました。結局、刑事処分としては不起訴になったのですが、上司から強く退職を迫られ、本人も頑張りきれず、退職願を書いてしまいました。

片岡信恒

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にてぜひお気軽にご相談ください。

片岡法律事務所

名古屋市中区丸の内二丁目一九番
二五号MS桜通七、八階

☎〇五二―二三―一七〇六